

仕 様 書

1 委託件名

令和6年度 Tokyo Tokyo アイコンを活用した PR グッズ (マグネットバッジ)
制作業務委託

2 目的

国内外に Tokyo Tokyo アイコンの浸透を図るため。

3 契約期間

令和6年4月23日(火)から令和6年7月31日(水)まで

4 品名、数量

マグネットバッジ 20,000 個

5 納入期限

令和6年6月21日(金)

なお、納品日に変更が生じる場合は速やかに都度、公益財団法人東京観光財団(以下「TCVB」という。)と協議の上進めること。

6 納入場所

指定の都内2カ所を想定(具体的な送付先は別途連絡)

※送り状に“東京ブランド PR ツール (マグネットバッジ)”と明記すること。

7 マグネットバッジの仕様について

(1) 本体

ア 形 状：正円形

イ 寸 法：天地 22 mm×左右 22 mm 範囲内

ウ 材 質：ステンレス 0.5mm 厚 (ヘアライン仕上げ)

エ 印 刷：ステンレス地金にオフセット印刷 (特色)

オ 色 数：4色 (特色3色+白)

カ 加 工：エポキシ樹脂をポッティング加工 (1mm 厚盛り)

キ 裏 面：印刷なし・ネオジウムマグネット(接着1個・留め具用1個)

ク デザイン：別紙1を参照すること。デザインデータについては、別途 TCVB より Adobe Illustrator 形式にて受託者へ提供する。

(2) 留め具

- ア 種類：マグネット
- イ 材質：ネオジウム磁石
- ウ 寸法：直径 10mm×厚さ 2mm 程度
- エ 磁束密度：0.16 テスラ(1600 ガウス)程度 (厚手の衣服着用時に落ちない程度の安定した磁力を担保すること)
- オ 接着：本体と留め具を接着する際は、エポキシ系接着剤を使用すること。接着強度については、校正時に TCVB が確認する。
- カ その他：2個 (本体に1個、キャッチ用に1個) のマグネットを装着する。

(3) カード「バッジ (マグネットタイプ) 使用上の注意事項」

- ア 寸法：40mm×40mm 程度
- イ 印刷：オフセット印刷 (1C)
- ウ 素材：上質紙 135 kg 又は同等品
「東京都グリーン購入ガイド 2023 年度版 (本文)」の「2.印刷物【水準1】」に定める基準を満たすものであること。
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/tokyo_green/tokyo_green/
- エ 印字内容：契約締結後、別途 TCVB より指示する。印刷面は片面とする。
別紙1 (下段) 参照。

(4) その他

国内および海外生産についても、全数検品を実施し、納品時に全数検品を実施したことを証明する書類及び製品の安全データシート SDS (SMDS) を提出すること。

8 包装・梱包

(1) 以下の仕様の紙袋にて個別に包装すること。

- ア 寸法：縦 45mm×横 45mm +フラップ 15mm
 - イ 印刷：オフセット印刷 (4C)
 - ウ 素材：上質紙 70kg 又は同等品
「東京都グリーン購入ガイド 2023 年度版 (本文)」の「2.印刷物【水準1】」に定める基準を満たすものであること。
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/tokyo_green/tokyo_green/
 - エ デザイン：別紙2のとおり
 - オ その他：梱包する際、個別包装した袋同士が色移りしないようにすること。
- (2) 個別包装したものを 50 個ごとに袋に入れ、適宜数量ごとに箱入れすること。
- (3) 箱の側面には、品名、数量及び納入年月日を分かりやすく表示すること。

(4) 包装・梱包や配送の際、製作物が破損しないよう、必要に応じて補強を行うこと。

9 制作時の注意

(1) 使用する用紙は、次のとおりとする。

ア 総合評価値が80以上であること。

イ バージンパルプ原料の使用に関しては、合法性が証明されたものであること。

ウ 製品に総合評価値及びその内訳が記載されていること。記載できない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できること。

(2) 使用するインキは、次のとおりとする。

ア 以下の①のインキを使用すること。ただし、①によれない場合は②のインキを使用すること。

①ノン VOC インキ（石油系溶剤を使用しないインキ）又はリサイクル対応型 UV インキ

②植物由来の油を含有したインキであって、かつ芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキ

イ インキの化学安全性が確認されていること。

ウ ①のインキを使用した場合は、印刷物の裏表紙等に「石油系溶剤を含まないインキを使用しています。」と表示するか、マークを表示すること。

(3) リサイクル適性

ア 紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料（古紙リサイクル適性ランクB、C及びDランクの材料）が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途又は目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。

イ 印刷物へリサイクル適性を表示すること。

(4) 印刷の各工程において、以下のリンクにある「オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準」に示された環境配慮のための措置が講じられていること。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/tokyo_green-tokyo_green-files-2021hyo1

(5) 納品時に次の書類を提出すること。

使用材料及びインキについて、別紙3「資材確認票（兼 資材使用証明書）」を提出すること。

印刷の各工程における環境配慮について、別紙4「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト兼証明書」を提出すること。

10 校正

マグネットバッジ、カード、紙袋のいずれも現物による色校正を2回実施すること。

ただし、校正を行った時点で TCVB の指示した箇所での修正が完了しなかった場合は、完了するまで受託者の責任校正とすること。

なお、色校正の提出先は指定の都内 3 か所とする。

1 1 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、TCVB の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

1 2 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

1 3 秘密の保持

受託者は、第 1 1 により TCVB が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。第 1 1 により TCVB が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

1 4 著作権

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法律 28 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、TCVB に譲渡すること。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作権人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作権人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (4) 上記(1)、(2)、(3)の規定は、第 1 1 により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) 成果物については、TCVB または TCVB の承認を得た者の名において行なう広報活動等に、その媒体・事業を問わず利用できるものとする。この場合、受託者は別途料金を請求しないものとする。
- (6) 本件による成果物は、TCVB が行う東京の観光 PR 事業等のため、別途、第三者との契約による編集や複製利用等ができるものとする。
- (7) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

1 5 個人情報の保護等

- (1) 「東京都個人情報取扱事務要綱」(※1)及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」(※2)を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様」(※3)に定められた事項を遵守すること。

(※1)

https://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/kojinjoho/gaiyo/documents/20230401_jimutoriyokou.pdf

(※2)

https://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/kojinjoho/gaiyo/documents/20230401_annzenkanrikijunimeji.pdf

(※3)

https://www.tevb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyu_0122.doc

- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。
- (3) 本件における「個人情報」として、本事業を遂行するためにTCVBが収集・保管する情報のうち、TCVB職員を含めた関係者の氏名／メールアドレス等に特に留意すること。また、他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報(ユーザーIDやアカウント名等)も同様に個人情報とみなす。
- (4) 本事業の遂行にあたり第11によりTCVBに承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者(あるいは今後取得予定である事業者)であることが望ましい。
- ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が運用するISMS適合性評価制度におけるISO/IEC27001と同程度の認証
- イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)の認定するプライバシーマークと同程度の認証

1.6 支払方法

受託者への支払は、全ての成果品納入後、受託者からの適法な支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

1.7 環境により良い自動車利用

本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)

第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

18 その他

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに作業工程表を提出し、TCVB の承認を得ること。
- (2) 受託者は、TCVB と緊密に連絡を取るとともに、定期的に進捗状況を報告し、TCVB の確認を得ること。
- (3) 本契約の履行に関する情報及びデザインは、本契約の履行目的以外に使用してはならない。
- (4) 本契約の履行に際して疑義が生じた場合は、事前に TCVB と協議を行うこと。
- (5) TCVB が必要であると認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。
- (6) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

担当者連絡先： 公益財団法人 東京観光財団
観光事業部 観光事業課
電話： 03-5579-2683